

エーワン スバルカデット カート

2010シリーズ

特別規則書

公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則・国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則・JAF 国内カート競技とその規則及び各コース特別規則書更に本大会特別規則書・付則に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第 1 条：競技会の名称

エーワンスバルカデットカート 2010 シリーズ

第 2 条：競技の種目・クラス区分と格式

第一種競技車両によるスプリントレース

第 3 条：競技の格式

・Cadet イベント

第 4 条：開催日程・場所及びオーガナイザー

■Cadet

第 1 戦 2 月 21 日（日） エーワンサーキット

第 5 条：大会総合事務局・大会主催事務局

1) 大会総合事務局

エーワンサーキット

〒818-0024 福岡県筑紫野市原田1338 TEL：092-919-71862)

第 6 条：大会役員及び競技役員

プログラムに記載

第 7 条：クレデンシャルの着用

・本大会に参加するドライバー、メカニックは場内では大会総合事務局が発行したクレデンシャルをつけなければならない。

第 8 条：大会の延期および中止

・「JAF国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章 第6条に基づき、大会総合事務局は大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料金は事務処理経費を差し引いた金額が返金される。ただし保険料は返金されない。なお、エントリーおよびドライバーは

これによって生じる損失について抗議する権利を保有しない。さらに大会主催事務局は審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。また、これに対する抗議は一切認められない。

第 9 条：公式通知に関する規定

・本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。公式通知は

※1.ドライバー・エントラントにE-mailにて送信される。

※2.オフィシャルウェブサイトに掲出される。

※3.サーキットに設置する掲示板に掲出される。

※4.ドライバーズブリーフィングで指示される。

※5.緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通知される。

第2章 競技会参加に関する事項

第 10 条：参加定員

参加受付台数は以下の通りとする。

Cadet 各地域30台

第 11 条：参加資格

1) エントラント

・2010 年度有効なJAF が発給したエントラントライセンス所有者であること、または大会総合事務局が認めたエントラントであること。

2) ドライバー参加資格

・18 歳未満のドライバーがエントリーする場合は、親権者又は保護者の出場承諾書を大会総合事務局に提出しなければならない。

■Cadet

ライセンス：JAF 又はSL ライセンス所持者

年齢：小学2 年生～中学1 年生

※上記各クラス共に、他国のライセンスで上記内容と同等のライセンスの場合は、大会総合事務局が参加を認めた場合のみエントリーが可能。

第 12 条：参加申込先及び受付期間

■参加申込先(大会総合事務局)

エーワンサーキット

〒818-0024 福岡県筑紫野市原田1338 TEL：092-919-71862)

・レース当日現地にて提出するもの

1. エントリー用紙※年間申込用紙とは別

2. 車両登録申告書

※車両登録申告書に基づき、車両検査に合格したもののみが競技に参加できる。

3. エントリーフィー

第 13 条：参加費用

- ・エントリーフィー

■Cadet ¥10,000- (税込み)

第 14 条：保険料

・すべての参加ドライバー及びピットクルーは「JAF 国内カート競技規則第 11 章第33 条～第34 条に基き、傷害保険に加入しなければならない。また練習時を含めて健康保険証を携帯する事。

- ・メカニック追加登録・保険料は実費負担となります。

第 15 条：参加受理と参加拒否

・参加申込者に対して大会総合事務局より参加受理または参加拒否が通達される。

- ・参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料は返還されない。

第 3 章 エンジン及びカートに関する事項

第 16 条：参加車両

競技に使用するシャーシ、エンジン、及びタイヤは、車両申告書に登録済みの物のみとする。登録できる個数は下記の通りとする。

Cadet：フレーム1台、エンジン1基、タイヤ各1set (ドライ・ウエット)

第17 条：カート

・本規則エンジンに関する事項で規定する当該エンジンを搭載し「2010 年JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章に合致する第1 種車両で、かつ以下の条件を満たすこと。

・JAF 国内カート競技車両規則第 11 条に合致するサイドボックス・フロントパネル・フロントフェアリング、を必要とする。

・バンパーは前後とも必備とし、その取付方法については「2010 年JAF 国内カート競技車両規則」第2 章第 7 条に従う事。

・チェーンガードは必備とし、その取付方法については「2010 年JAF 国内カート競技車両規則」第2 章第 8 条 17 項に従う事。

・リアバンパーにはナーフバー (CIK バー) を必備とし、その取付方法については「2010年JAF 国内カート競技車両規則」第2 章第 7 条 2 項に従う事。

- ・NEW リアスポイラー (樹脂製) の装着は認める。

※2010JAF国内競技車両規則第2章第7条3項に従う (13は除く)

- ・各クラスの車両規則は以下の通りとする。

■Cadet

- ・「Cadet 車両規則」の通りとする。

第 18 条：エンジン

Cadet : SUBARU 製 EX21

第 19 条 : スプロケット

■ Cadet

- ・スプロケットのギア比は指定ギア比で固定する。
- ・フロントギアは 19 丁固定
- ・リヤスプロケットは 6 6 丁固定

第 20 条 : キャブレター

■ Cadet

- ・キャブレターのセッティング変更を認めない。

第 21 条 : 排気装置

■ Cadet

- ・レースで使用できるマフラーは大会総合事務局が認めたもののみとする。

第 22 条 : プラグ

- ・スパークプラグは加工禁止とし、市販状態とする。

■ Cadet

- ・NGK製 BR6HSのみ使用

第 23 条 : 競技ナンバー

- ・「JAF 国内カート競技車両規則」第2 章第 9 条に従った競技ナンバーを前後およびサイドボックス両側に取付ける。
大会総合事務局から配布したものを使用する。
- ・競技ナンバーは、大会総合事務局が指定したナンバーを車検を受ける前に取付けなければならない。

第 24 条 : タイヤ

- ・競技に使用するタイヤは次の通りとする。

■ Cadet

ダンロップ製 ドライ : S L 8 3 レイン : S L 9 4

第 25 条 : ボディーワーク

- ・CIK-FIA (FMK) 公認フロントフェアリング/サイドボックス/フロントパネルの取付けを義務付ける。取付け方法はメーカー指定によるが、'97 CIK-FIA (FMK) 公認'03 CIK-FIA (FMK) 公認のものを、相互利用する場合は技術委員長の承認または確認を得ること。

- ・リアバンパーにはナーフバー (CIKバー) を必備とする。

※ジュニアフレームも装着すること

- ・NEWリアスポイラー (樹脂製) の装着は認める。

※2 0 1 0 JAF国内競技車両規則第2 章第7 条3 項に従う (1 3 は除く)

第 26 条 : 最低重量

- ・各クラスの最低重量は下記の通りとする。

Cadet : 110kg

- ・最低重量を満たす為、バラストを積む必要がある場合はすべて固形材料を用い、車体にボルト・ナットで固定に取付けなければならない。

第 27 条 : 燃料

1) ガソリン

- ・「JAF 国内カート競技車両規則」第2 章第 8 条 19 項に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。
- ・レース終了後に上位 4 台のガソリン検査を行う。検査の結果添加剤等が混入されていたと判断された場合はペナルティを課す。

2) エンジンオイル

- ・通常市販されているもののみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。

3) 検査

- ・ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う場合がある。この場合、エントラントは必ずその指示に従わなければならない。

第 28 条 : 公式車両検査

- ・「JAF 国内カート競技規則・付則、規定カート競技会参加に関する規定」第 3 章第12 条に基き車両検査が行われる。
- ・車両検査の日時及び場所は公式通知又はプログラムにて知らされる。
- ・ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても「JAF国内カート競技規則競技会参加に関する規則」第3 章第 11 条を適用する。また車両検査時において技術委員の点検を受けるものとする。
- ・レース当日の朝に配布されたタイヤを公式練習から使用すること。大会総合事務局のマーキングなきタイヤの使用は禁止とする。
- ・規則に不適合な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- ・レーシングスーツは CIK/FIK(FMK)公認またはJAF 公認のものとする。
- ・「JAF 国内カート競技規則競技会運営に関する規定」第8 章第 30・31 条に基づき、計量ならびに再車検が行われる。
- ・各ヒート終了時には「JAF 国内カート競技規則」に定める必備の部分が備わっているもの。

第 29 条 : 自動計測装置

- ・参加者は車両検査までに車両に自動計測装置を取付けなければならない。
- ・取り付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーの出走は認められない。
- ・貸出しが行われた際、理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は各大会主催事務局側より請求される。
- ・計測装置の配布は選手受付時に行い、返却については全レース終了後1 時間以内とする。

第 30 条：封印

- ・封印が外れそうな(消えそう)状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。

封印に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。なお、違反の内容によっては当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第 4 章 競技に関する事項

第 31 条：ブリーフィング

- ・参加全ドライバーはブリーフィングに出席しなければならず、ブリーフィングに欠席したドライバーはペナルティの対象となる。

第 32 条：公式練習

- ・「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6 章第 23 条及び第24条に基づき、公式練習を行う。

なお、主催者より配布された自動計測装置を公式練習より取付けて走行する事を義務付けるものとする。

- ・ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。
- ・公式練習の出走順については特に定めないものとする。
- ・大会総合事務局のマーキングがされたタイヤのみを公式練習から使用する事。

第 33 条■タイムトライアル

- ・参加ドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- ・参加台数が30 台を超えた場合はタイムトライアルを2 グループに分けて行う。
- ・グループ分けは公開抽選にて振り分ける。
- ・出走順はグループ1、グループ2の順番で行う。
- ・義務周回数は定めない。
- ・タイムアタックは原則5分間とし、ベストタイム方式とする。ドライバーは時間内にコースインする事はできるが、ピットインした後の再出走は認められない。

※原則の5分間は天候等で時間を短縮する場合がある

- ・タイムトライアル時にベストラップが同タイムの場合は当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。
- ・タイム計測ができなかった車両については最後尾よりスタートするものとし、複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

第 34 条：レースの方法

■ Cadet

- ・レース方式は各クラス以下の通りとする。
公式練習 10分・TT5分→ 決勝ヒート1 → 決勝ヒート2
- ※周回数については各大会前に発表する。
- ※レース方式は変更する場合がある。

第 35 条：予選ヒート

- ・予選ヒートのグリッドはタイムトライアルの結果により決定する。
- ・予選ヒート周回数は公式通知又はプログラムにて知らされる。

■ Cadet

- ・決勝ヒート1はタイムトライアルの結果でグリッドを決める。

第 36 条：スタート

- ・スタートはローリングスタートとする。
- ・スタートの合図は日章旗によって行われる。
- ・但しコースにより灯火信号の場合もある
- ・ローリングラップの終了時、ドライバーは自分のポジションを保ち減速してスタートラインへ向かう。いかなるカートもスタートライン手前に引かれたイエローライン(加速ライン)を隊列の最前列が通過するまでは加速を禁止する。違反した場合はペナルティの対象となる。
※クラッチ付きの為、低速で走行してもエンジンストールは起こらないので、先頭ドライバーは超低速で走行すること。
- ・競技長は、隊列が整いイエローライン前に加速をしていないと判断した場合、赤信号を消灯又は日章旗を振ってスタートの合図を行う。
ローリング中のイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はローリングを更に1周行われることを合図するために赤信号の灯火を続ける(消灯しない)。
- ・イエローラインに接近する段階で日章旗を静止して提示し、スタート前の最終的な隊列を形成させる為、イエローライン付近にパイロンを配置する。当該パイロンに故意に接触等したドライバーに対してはペナルティが課せられる事がある。
- ・ローリング中に隊列のペースを乱す者があった場合は白・黒旗が示される。
フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。

- ・ローリング中、隊列から遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をした場合、ペナルティの対象となる。
- ・ローリング中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示された者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は最後尾に着かなければならない。
- ・ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とする。
- ・ローリング中にポール又はセカンドのカートが停止又は遅れてもローリングは続行される。その際は先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。
- ・再三不正スタート（フライング）があった場合には、競技長はスタート進行を中断するかもしくはそのレースをスタートした後にその旨を大会審査委員会に報告する。
- ・コース委員長の指示によりローリングスタート合図をするが、その際かぶりによりエンジンが停止したり、かからなかった場合、速やかにピットに移動し、ピット作業エリアにて補助要員によるプラグ交換のみ認める。コース内での作業は一切認めない。
- ・ローリング中に停止した場合、全車両が通過するまで再スタートを試みてはならない。
- ・同委員会は、不正スタートをしたドライバーに対しペナルティを課すことができる。
- ・ローリング中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。
- ・ローリング中、各コースが定める隊列復帰及び追い越し禁止区間を違反した者は何らかのペナルティを課す。
- ・スタート直後、先頭のカートが1周するまでにコントロールラインを越えないカートはそのヒートに出走することはできないものとする。

第 37 条：給油

- ・レース中の給油は全クラスにおいて禁止する。

第 38 条：レースの中断

- ・「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に従う。
- ・赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従い、停止できる体制でスタートライン手前まで徐行して停止する。その場合センターを開けて危険を回避することに努める。
- ・赤旗提示の場合、競技長の指示があるまでメカニックはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはならない。
- ・グリッド上での燃料の給油及びケミカル類の使用は禁止する。

第 39 条：レースの終了及び順位の設定

- ・レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数の1/2以上を完了していなければならない。
- ・レースの順位は以下の順序により周回数の多い順に決定される。
 - ①チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了しチェッカーを受けた者)
 - ②チェッカーを受けない完走者(規定周回数の1/2以上は走行したがチェッカーを受けなかった者)
 - ③不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を完走していない者)
 - ④同一周回数の場合はその周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。

第 40 条：車両保管及び再車検

- ・「カート競技会運営に関する規定」第8章第30条第31条第32条に基づきレース終了後に車検場にて再車検が行われる。
 - ・技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行う権限を持ち、検査を受けない場合は失格とする。
 - ・車両保管エリア(パークフェルメ)に入場した車両には技術委員長より指示があった場合以外、一切手を加えてはならない。
 - ・技術委員長より検査の指示があった場合エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解および組立を行わなければならない。
- ただし関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ・車両保管終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
 - ・以上の項目に対する違反は競技長によって警告され大会審査委員会によりペナルティが課される場合がある。
 - ・本条項の検査に応じない場合は失格とする。なお、車両及びエンジンの改造・点火剤・タイヤソフナーなどの悪質な不正が発覚した場合、ドライバー及びエントラントに対してシリーズ残りのレースを棄権していただく場合がある。

第 41 条：その他 競技に関する事項

- ・信号機は「カート競技会運営に関する規定」第3章に従うものとする。
- ・公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）、スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害する事なく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。

※Cadetはエンジンが停止次第、競技終了とする。

- ・レース中はコースを外れてショートカットする事は認められず、当該行為は

ショートカットとみなされペナルティの対象となる。

- ・競技中リタイアしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な位置に移動し、そのヒートが終了するまでは「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用していなければならない。

- ・ドライバーのサインは下記の通りとし、これを怠った者はペナルティが課せられる場合がある。

①ピットイン・ピットアウトのサインは片手を高く上げる。

②スローダウンするドライバーは片手を高く上げる。

③コース上で停止した場合のサインは両手または片手を頭より高く上げる。

④ローリング中、コース委員長の指示により更にもう1周追加された場合のサインは片手を頭より高く上げ、後続車両に教える事とする。

⑤ミススタート旗が掲示された場合のサインは片手を高く上げ、スピードダウンをし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。

- ・工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とする。

- ・エンジンの暖機を禁止する。但し、始動チェックは認め暖機運転とみなされる行為を発覚した場合はペナルティを課す。

- ・消火器の携帯については各エントラントおよびドライバーは下記に示す消火器を1本以上備えなければならない。なお、パドックおよびピットでの火気厳禁に努めるものとする。

※種類：ABC粉末タイプ

※大きさ：4型(内容量1.2kg)以上

第5章 安全面に関する事項

第42条：ヘルメット及びネックガード

- ・ヘルメットはSNELL / FIA CMS 2007規格を推奨する。

- 7歳から15歳未満に推奨とする。

- ・ドライバーが少しでも怪我等を防止できるよう、安全対策として以下のドライバー達にネックガードの装着を必備とする。

※上記の対象ドライバーがネックガードを装着していない場合はペナルティを課す。

第6章

第43条：ピットクルー

- ・「カート競技会参加に関する規定」第18条に基きピット要員の行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。

- ・ピットエリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録

されたメカニックのみとし、メカニックは大会総合事務局より指定されたクレデンシャルを装着していなければならない。

- ・走行レーンやダミーグリッドでの作業は一切禁止される。ただしダミーグリッドでのプラグ交換は可能。
- ・ピットクルーによる規定の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示する場合もある。

第 44 条：ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずエンジンを停止しなければならない。違反した者に対してはペナルティを受ける場合がある。

第 45 条：ピット作業エリア

- ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
- ・ピット、パドックおよびピット前において火気および発火物の使用ならびに喫煙・飲酒は禁止する。
- ・燃料の容器は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならないものとする。

第 7 章 ペナルティに関する事項

第 46 条：ペナルティ

- ・ペナルティは次の6種類があり、適用については本紙特別規則書に基づくものとする。
 - ①警告：その必要ありと認めた軽反則に対して発せられる。
 - ②罰金：成績に対するペナルティ迄に至らない程度の違反に適用される。
(ドライバーズブリーフィング欠席または遅刻の場合等)
 - ③タイムペナルティ：音量測定結果によりタイムトライアルに適用する。
 - ④ポイントペナルティ：失格にならない程度の違反に対し、予選・決勝ヒートに与えられる。
 - ⑤ラップペナルティ：失格にならない程度の違反に適用される。
 - ⑥失格：下記の反則行為に課せられる。
 - 1) 規則に反してまたは不当に得たアドバンテージ
 - 2) 故意に自己または他人の安全を省みる事なく行う危険行為
 - 3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した際
 - 4) 与えられたフラッグサインの無視
- ・レース中の反則行為は、ドライバーを停止させる事なくペナルティを課す場合がある。
- ・大会期間中の違反に対するペナルティは、競技長が大会審査委員会に諮(はか)って同委員会によって決定される。

・大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり、強化したりすることができる。

※ペナルティの例

- 1) 車検の遅れ（オーガナイザーが認めた場合。但し、公式練習まで）
- 2) 重量違反→当該タイムトライアルおよび当該ヒート失格
- 3) 燃料違反→失格
- 4) 服装違反→警告またはポイントペナルティ
- 5) 各ヒート終了時に「JAF国内カート競技車両規定」に定める必備の部分の脱落した場合（後方ナンバープレートを除く）→当該ヒート失格
- 6) 公式練習に参加しなかった場合→レース除外
- 7) フォーメーションラップ中の指定区間での追い越し、割り込み違反
→当該ヒート失格
- 8) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合（警告旗の後）
→着順から3位下（3つ下）の順位ポイント
→同行為をフロントローが繰り返した場合→最後尾に繰り下げ
- 9) スタート時のフライング（警告旗またはミススタート旗の後）
→同行為をフロントローが繰り返した場合→1周減算
- 10) プッシング、極度のブロッキング（警告旗の後）→ポイントペナルティ着順から3位下（3つ下）の順位ポイント。同行為が著しい場合→失格（以降のヒートも含めて）
- 11) ショートカットとなるコースアウト→1周減算
- 12) 黄旗時の追い抜き
 - ・（公式練習・タイムトライアル）→タイムトライアルの結果に1秒加算
 - ・（予選・決勝ヒート）→1周減算
- 13) 黒旗の無視→失格（以降のヒートも含めて）
- 14) オレンジディスクのある黒旗無視→当該ヒート失格
- 15) レース中のコース内での他者の援助（メカニックの立ち入り援助も含む）（公式練習）→タイムトライアルの時に1秒加算
（タイムトライアル・予選・決勝ヒート）→当該ヒート失格
- 16) 工具携帯走行→失格（以降のヒートを含め）
- 17) ピットロード徐行違反→警告
同行為を繰り返した場合→当該ヒート失格
- 18) 指定エリア（ピット、パドック）以外で作業した場合→警告
同行為を繰り返した場合→当該ヒート失格
- 19) ピット要員のオフィシャル指示に対する違反→警告
暴力行為があった場合→レース除外（以後のシリーズも含めて）

20) エンジン始動、作業違反→警告又は罰金

21) コースに停止し、コース委員の指示に従わなかった場合、また後続車両通過前に再スタートした場合→警告

同行為により他の事故を誘発した場合→当該ヒート失格

※これらを含み、その他のペナルティについては付則または公式通知等にて通知もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課せられる。

第8章 抗議に関する事項

第 47 条：抗議の提出

- ・「JAF国内カート競技規則」第13章 第40条に基づき書面をもって抗議料を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長に提出するものとする。
- ・「国内競技規則」10・21に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められない。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

第 48 条：抗議提出の制限時間および抗議料

- ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
- ・競技の成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。
- ・抗議料は制限格式以下20,300円（消費税含む）とする。

第 9 章 成績および賞典に関する事項

第 49 条：ポイント

- ・入賞者に対するポイントは大会総合事務局が独自のポイントを定める。

第 50 条：有効ポイント

- ・各クラスの有効ポイントは決勝全ヒートの合計獲得ポイントとする。

第 51 条：シリーズチャンピオンの認定

- ・「日本カート選手権規定」第1章第7条に基き、有効ポイントの合計ポイントが最も多い者をシリーズチャンピオンとする。
- ・複数のドライバーが同一ポイントの場合、各ドライバーが得た上位入賞回数が多い順(1位の数・2位の数・3位の数、以下これに準ずる)に決定される。なお、順位も回数も同一の場合、最終戦の決勝ヒートにおいて上位順位を得た者を上位とする。

第 52 条：賞典

- ・トロフィー 賞品

第 53 条：エントラント及びドライバーの遵守事項

- ・エントラントは自己の参加に係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- ・エントラント、ドライバー及びピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、大会総合事務局及び大会役員に対していかなる責任も追及しない事。
- ・エントラント、ドライバー及びピット要員はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。
- ・エントラント、ドライバー及びピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができる。

第 54 条：誓約書の署名

- ・エントラント、ドライバー及びピット要員はエントリー用紙に記載された誓約文に署名・捺印をしなければならない。

第 55 条：本規則の解釈

- ・本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第 56 条：負傷時の受診義務

- ・大会期間中負傷した場合、指定の病院にて診断を受けなければならない。受診していない場合、保険の適用から除外される場合がある。

第 57 条：損害の補償

- ・参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の保証責任を負うものとする。
- ・エントラント、ドライバー、ピットクルーはコースの所有者、大会総合事務局および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている責任を了解しなければならない。
- ・大会期間中、負傷した場合の保証は加入している普通傷害保険の範囲以内とする。

第 58 条：途中棄権

- ・参加者側の都合で途中棄権した場合、その理由が如何なる場合でも参加費用の返金は致しません。
- ・レースに取り組む姿勢、マナー、などをエーワンサーキットが独自に判断し、不適切とした場合には棄権していただく場合がある。
- ・上記の判断に対して一切の抗議を認めない。